

◎新潟県告示第493号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年6月5日

新潟県知事 花角 英世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
公益財団法人新潟市芸術文化振興財団	新潟市中央区学校町通一番町12番地

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
新潟県民会館に係る使用料の徴収に関する事務

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和7年4月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日  
令和8年4月1日